

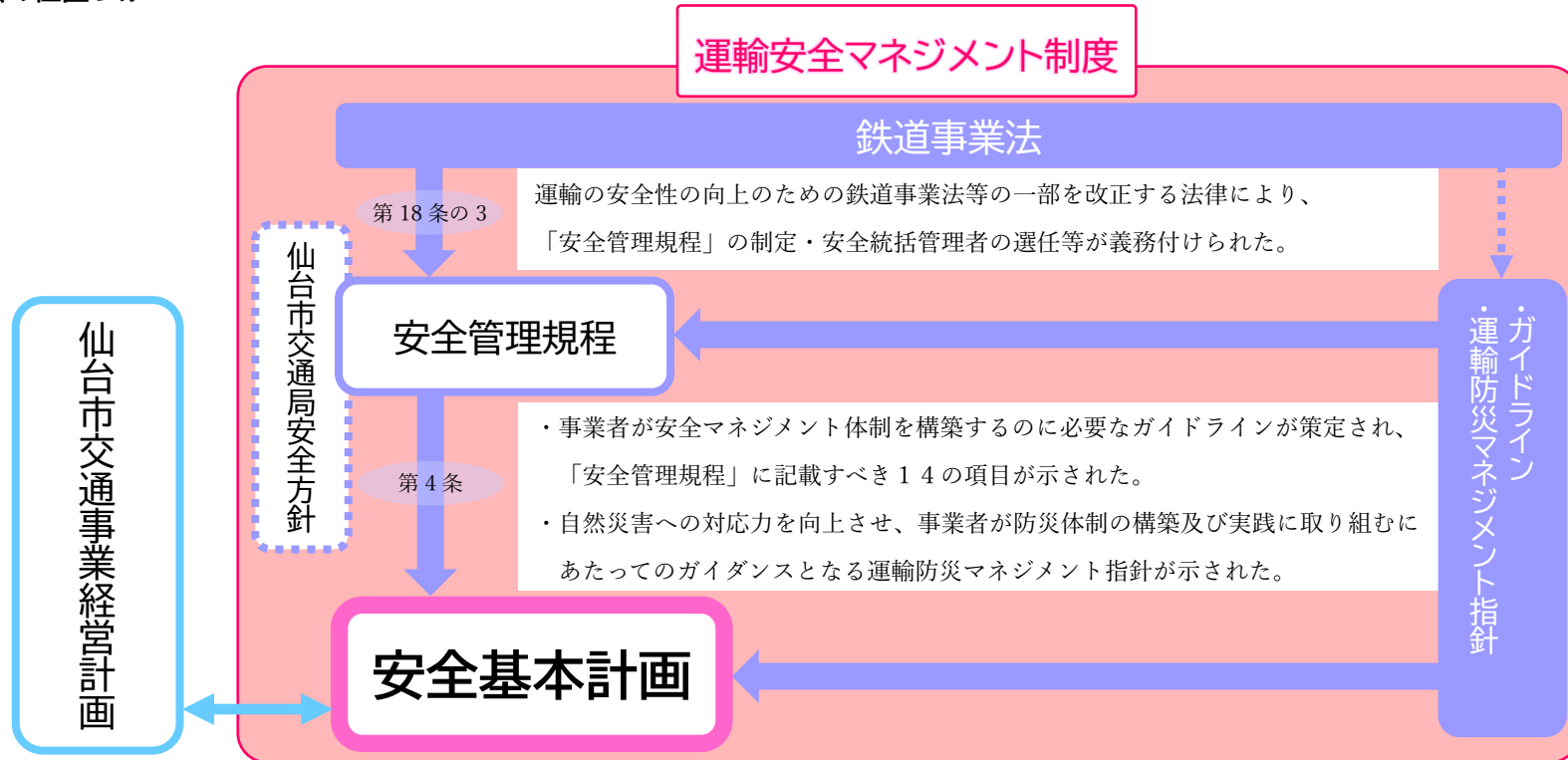
令和8年度 仙台市交通局高速鉄道 安全基本計画

令和8年4月1日 鉄道管理部／鉄道技術部

実施期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

仙台市交通局高速鉄道安全管理規程第4条の規定に基づき、輸送の安全を確保する施策の具体的な計画を次のとおり定める。

1 本計画の位置づけ



2 輸送の安全の確保に関する基本的な考え方

(1) 仙台市交通局安全方針

交通事業を進めるにあたっての安全面に関する局の方針で、バス・地下鉄両事業の安全管理規程の上位概念です。全職員が安全に関する意識を共有し、組織風土としてしっかり定着させ、輸送の安全の確保に向けた安全文化の一層の醸成を図ることを目的としています。

私たちは、市民の信頼にこたえるため、お客様の安全を何よりも大切に、新人からベテランまですべての職員が責務を果し、安心してご利用いただけるバス・地下鉄を目指します。

- 一. 安全最優先を心に刻み、職務に専念します。
- 一. 決められたルールを深く認識し、しっかり守ります。
- 一. 行動規範に従い、確実に業務を実践します。
- 一. 安全への取り組みを、絶えず見直し改善します。

(2) 仙台市交通局高速鉄道安全管理規程（前文）

安全方針を実現するため、仙台市交通局高速鉄道安全管理規程に次のような前文を掲げ、高速鉄道事業における安全確保に向けた基本理念を明確にしています。

駅に、電車の中に、お客様の笑顔がある。

通勤や通学、買物などでのご利用、旅行や友人と再会するために遠方より来仙した際のご利用など本市高速鉄道をご利用いただく目的は様々である。

事業の最大の使命は、多くのお客様を安全かつ快適にお運びすることの積み重ねにより、安心してご利用いただける高速鉄道輸送を提供することである。

多数のお客様にご利用いただく旅客鉄道は、事故や災害などにより一瞬にして大切なお客様の笑顔を奪い、ご家族やご友人などをも深く悲しませる可能性があることを忘れてはならない。

これまでの鉄道の歴史の中で不幸にして発生した事故や災害などを教訓に、本市高速鉄道においてそのような惨事を決して引き起こすことがないように、交通事業管理者及び職員は、安全を最優先する強い意志を持って職務を遂行し、事故の芽となりうるどのような小さな事象でも漫然と見逃すことなく気づき、その認識を共有し、一丸となって安全対策に取り組まなければならない。

ここに、その不断の取り組みを組織全体の安全文化へと昇華させ、安全を最優先とする事業運営を行うため、この規程を制定する。

(3) 行動規範

安全を最優先とする事業運営を実現するため、仙台市交通局高速鉄道安全管理規程に安全に係る行動規範を定めています。

① 安全最優先の原則

安全を最優先した職務の遂行及び技能の維持向上に努め、全ての職員などが一致協力して輸送の安全の確保に最大の努力を尽くす。

② 関係法令などの遵守

関係法令など及びこの規程並びに社会的規範を遵守する。

③ 状況の認識

輸送の安全に関する状況について、自らが担当する職務はもとより、それ以外の職務についても広く関心を持ち、輸送の安全を脅かす事象を未然に察知するように努める。

④ 情報の共有と連携

職務に関係する者との連絡を的確に行い、情報を共有し、かつ、相互に連携する。

⑤ 確認の励行

職務の実施に当たり、憶測によらず確認を徹底し、疑義のあるときは最も安全と思われる取扱いをする。

⑥ 事故及び災害時の対応

事故、災害などが発生したときは、被害の拡大を防ぐため迅速に適切な措置を行い、かつ、人命の安全を最優先に行動し、全力を尽くすとともに、運転再開に当たっては、決して先を急ぐことなく安全を最優先に行動する。

⑦ 不断の努力

常に問題意識を持って改革に取り組み、職務を遂行する。

3 輸送の安全の確保に関する基本目標及び基本施策

輸送の安全の確保は鉄道事業の最大の責務であることから、本計画では『鉄道運転事故・電気事故・インシデント※・輸送障害 発生ゼロ』を基本目標とし、その達成に向けた基本施策と合わせて中長期的な目標と位置づけます。

※インシデント：鉄道運転事故が発生するおそれがあると認められる事態

(1) 基本目標

『鉄道運転事故・電気事故・インシデント・輸送障害 発生ゼロ』（局に責任があるものに限る。）

(2) 基本施策

基本施策1 安全マネジメントの確実な実施

安全輸送の確保のためには、組織が一体となった安全管理体制の構築と、安全性向上のための継続的・持続的な取り組みが求められます。

安全輸送を確保するための施策等について理解を深めるため、運輸安全マネジメント制度が開始された経緯や、制度に基づく本市地下鉄の体制や取組み等について、理解し易く伝える取り組みを継続的に進めます。

また、気軽に話し合える風通しの良い職場づくりが、日々の安全輸送に繋がります。特に管理監督者と現場職員との間の指示・命令や報告・相談などを円滑に行うことが重要となるため、あらゆる機会を通してコミュニケーションの更なる充実を図ります。

各部門の安全輸送の確保に関する取り組みが確実に実施されているか進捗状況を確認し、その評価（検証）・改善を行うPDCAサイクルを確実に実行し、継続的に安全性の更なる向上を目指します。

基本施策2 危機への備え

近年の、激甚化している自然災害や、テロ、傷害事件、サイバーセキュリティ侵害等の異常時においては、被害を最小限に抑える「防災」が重要となります。また、被災後には安全を確保しつつ、市民の足として早期に復旧・再開する「事業継続」が求められています。

事故や災害等は必ず来るとの認識のもと、「平時からの備え」として異常時に対応するマニュアルなどを整備し、これらの防止対策の検討を含め日々確認を行うとともに、実践に即した防災訓練や指示・命令が確実に伝わる情報伝達訓練を計画的に実施することにより、職員の柔軟な対応力の向上を図ります。

基本施策3 人財育成の推進

安全輸送の確保のためには、地下鉄の安全に携わる職員の資質向上が不可欠です。「目指すべき職員像」を掲げ、安全やサービスに対する意識の向上及びコンプライアンスの推進を図るとともに、安全教育、巡回指導、教育・研修等を通して、地下鉄に関する総合的な知識や能力を有する職員の育成を計画的かつ総合的に推進し、より一層の人財育成を図ります。

目指すべき職員像は次のとおりです。

- ・安全を最優先とした行動が取れる職員
- ・危機管理意識の高い職員
- ・常にサービス向上の意識を持った職員
- ・知識・技術を的確に伝承できる職員

※輸送の安全は、現場で従事する職員一人ひとりに支えられているという思いのもと、単なる「材（材料）」ではなく、「財（財産・宝）」として、安全と事業の未来を担う価値ある存在であることから、令和8年度の安全基本計画からは「人材」を「人財」と表現することとしました。

基本施策4 安全への設備投資

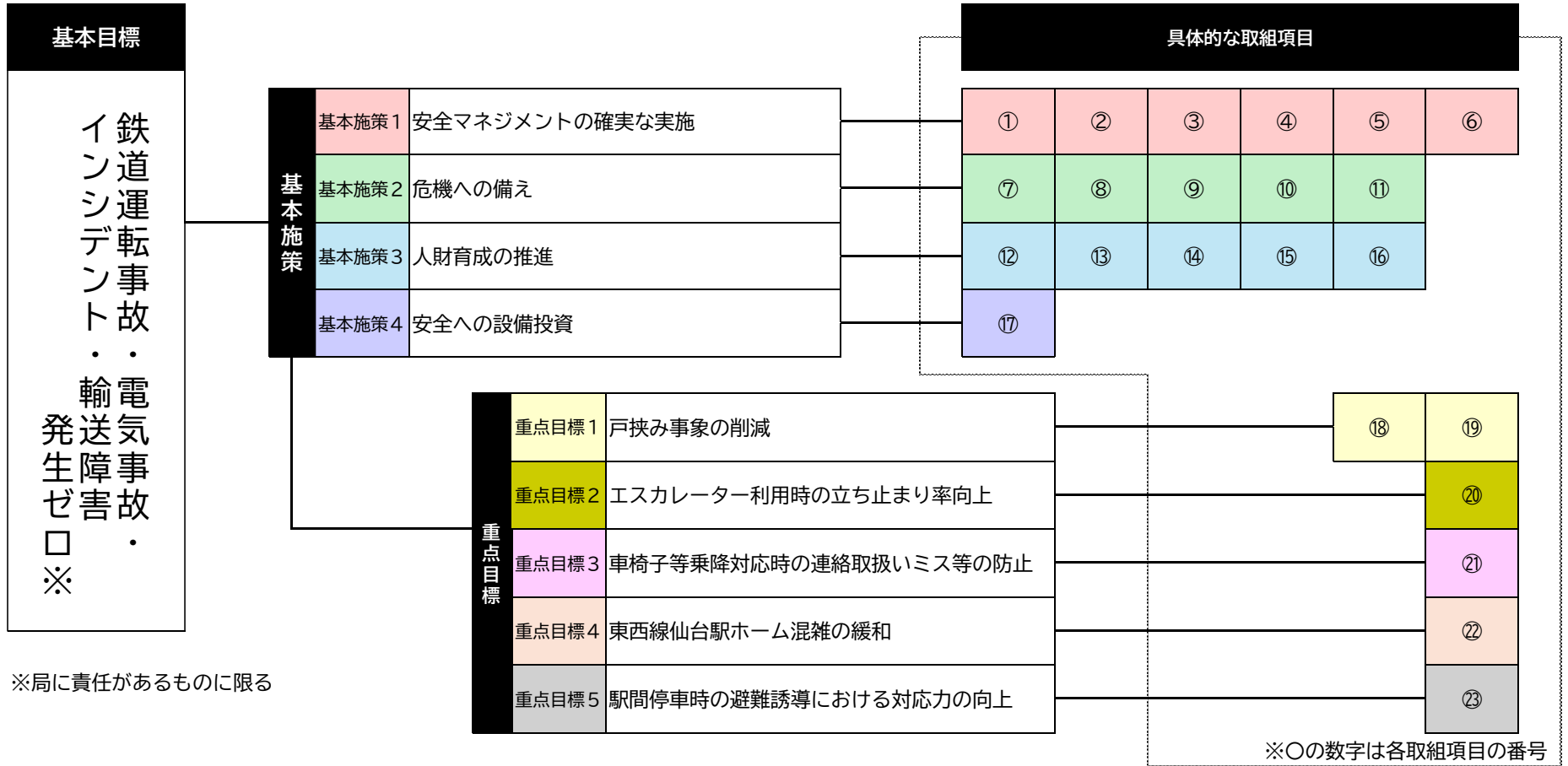
安全輸送の確保のためには、ハード面の整備も欠かせません。地下鉄施設や車両性能の維持向上を図り、更なる運行の安全性と信頼性を確保するため、計画的に設備投資を行うとともに、設備の改善に伴うサービスの向上も図ります。

4 令和8年度の重点目標及び取組計画

基本目標を達成するための令和8年度の重点目標及び取組計画を以下のとおり設定しました。

この計画を着実に推進するため、安全推進委員会において進行管理表に基づき、取組項目ごとの進捗状況を定期的に確認するとともに、安全基本計画期間中に事業を取巻く社会情勢等が変化し、新たな取り組みが必要となった場合は、安全マネジメント会議において適宜計画の内容を見直すなど、的確に対応します。

(1) 計画体系



(2) 基本施策に基づく取組計画

基本施策1		安全マネジメントの確実な実施		
No	具体的な取組項目	推進責任者	内容	実施予定等
①	安全マネジメント研修	安全推進課 各課	運輸安全マネジメント制度が開始された経緯や、制度に基づく本市地下鉄の体制や取組み等について、理解が浸透するよう研修を実施します。	通年
②	安全に関する職員アンケート	安全推進課	安全風土定着に向けた取組みに反映させるために、定期的に職員アンケートを実施・分析します。	7月
③	事業管理者との意見交換会	安全推進課	輸送の安全を全職員一丸となって確保するため、現場の職員と事業管理者、安全統括管理者、経営管理部門の職員との意見交換会を実施する等、経営トップからのメッセージ発信やコミュニケーション機会の充実を図ります。	年3回 6・7・10月
④	安全統括管理者との意見交換会	安全推進課		年2回 6・10月
⑤	関係する所属との意見交換会	各課	鉄道両部においてお互いに関係する所属との意見交換会を開催し、業務のスムーズな遂行を図るため顔の見える化を推進します。	通年
⑥	規程等の点検・見直し	各課	システムや取扱いの変更、テロ及び自然災害等異常時の対応等を行うため、関係規程及びマニュアル等の点検・見直しを行います。	通年

基本施策2		危機への備え		
No	具体的な取組項目	推進責任者	内容	実施予定等
⑦	事故等事例振り返り（特別な日 12/18）	安全推進課 各課	過去に起きた事故・災害について振り返りを実施し、事故・故障・自然災害時における安全意識（気づき）の向上を図ります。	12月
⑧	情報伝達訓練	安全推進課	計画運休等を想定した対策本部の運営や職員間の情報伝達を盛り込んだ訓練を実施し、異常時におけるお客様への適時・適切な情報提供体制の確立を図ります。	7月

⑨	進路構成訓練 (情報伝達訓練含む)	総合指令所	駅連動制御盤による進路構成、単独でこ及び手回しによる転てつ器の転換訓練を実施し、進路構成不能時において迅速に対応できる体制の確立を図ります。併せて職員間の情報伝達が迅速・的確に実施できるよう「確認会話」等を取り入れた情報伝達訓練を実施し、異常時における即応体制の確立を図ります。	年2回 6・10月
⑩	冬期対策訓練	安全推進課	冬期間における列車の運行に支障を及ぼす恐れのある場合を想定し、高速鉄道冬期除雪等対策要領に基づく連絡体制確認訓練及び除雪運転訓練(隔年)を実施します。	11月
⑪	サイバーセキュリティ 侵害に備えた研修	安全推進課 各課	経営管理部門も含め、広く職員が持つべきサイバーセキュリティの意識及び知識についての研修を実施し、サイバーセキュリティの確保を図ります。	通年

基本施策3		人財育成の推進		
No	具体的な取組項目	推進責任者	内容	実施予定等
⑫	新規採用・転入職員研修	安全推進課	新たに鉄道管理部又は鉄道技術部に配属された職員が、部内組織や部門毎の業務概要、施設概要、安全・サービス・コストに対する意識、地下鉄事業固有の基本的な知識等を身につけることを目的に行います。	4月
⑬	サービス向上研修	安全推進課	お客様に地下鉄を快適にご利用いただくために、質の高いサービスの提供ができる接遇の向上を目的に行います。	6月
⑭	職場内指導者養成研修	安全推進課	職場内で指導的な役割を担う職員が、職場内教育をより効果的に実施するための基本的なコーチング等の技法、指導者としての心構えや課題対応能力等を身につけ、次世代に伝承していく力を養うことを目的に行います。	2月
⑮	危機への判断能力向上 研修	安全推進課 各課	職階級や部門を超えた職員等による、想定外事象の発生事案に対し、前例に捉われることのない意見交換を実施し、想像力・判断力・発信力及び行動力等を養うことを目的に行います。	通年

⑩	委託・保守業者等に対する教育	各課	安全安定輸送に欠かせない地下鉄施設・車両の保守、駅業務等に携わる委託業者及び請負業者に対し、安全教育、巡回指導、教育・研修、作業の立会、業務(施工)計画書に基づく指導等を通して、安全意識の徹底と技能や知識の習熟を図ります。	通年
---	----------------	----	---	----

基本施策4		安全への設備投資		
No	具体的な取組項目	推進責任者	内容	実施予定等
⑰	令和8年度の地下鉄南北線・東西線の、輸送の安全に係る更新や維持管理等	鉄道技術部 各課	地下鉄施設や車両性能の維持向上を図り、更なる運行の安全性と信頼性を確保するため、計画的に設備投資を行うとともに、設備の改善に伴うサービスの向上も図ります。	通年
分類		令和8年度における安全への主な設備投資項目		
軌道		軌道保守・ロングレール交換 等		
構造物		高架橋長寿命化対策・鋼橋塗装塗替 等		
建築物		駅動力監視制御設備更新・駅空調設備更新 等		
電力設備		変電所特別高圧受電設備更新・高圧配電線路設備更新 等		
運転保安設備		情報通信ネットワーク設備更新・運行管理システム部品交換 等		
車両		新型車両製造 等		

(3) 重点目標及び取組計画

重点目標1		戸挟み事象の削減		
No	具体的な取組項目	推進責任者	内容	実施予定等
⑱	運転士への教育訓練の効果検証とお客様への「駆け込み乗車」に係る啓発強化	運転課 安全推進課	前年度に作成した研修資料に基づく教育訓練について、その効果を評価・検証し、指導の継続及び必要に応じて改善を行う。また、お客様に対し「駆け込み乗車」の危険性等の周知による乗車マナーの啓発を図る。	通年
⑲	運転士の閉扉操作に係る支援方法の検討	運転課 (車両課・電気課)	車両のドア閉扉操作時に係る支援方法について検討を行う。	～12月

重点目標2		エスカレーター利用時の立ち止まり率向上		
No	具体的な取組項目	推進責任者	内容	実施予定等
⑳	お客様への「立ち止まり」に係る啓発強化	安全推進課 (駅務サービス課)	お客様に対し「歩行すること」の危険性や「両側どちらも立ち止まること」の理由等の周知による利用マナーの啓発を図る。街頭キャンペーンの実施や、新たな啓発方法の検討等を行い、特に下りエスカレーターの立ち止まり率の向上に努める。	～12月

重点目標3		車椅子等乗降対応時の連絡取扱いミス等の防止		
No	具体的な取組項目	推進責任者	内容	実施予定等
㉑	運転士への連絡手段の改善	駅務サービス課 運転課 (車両課)	連絡手段として使用している作業灯の仕様の見直しを行う。また、乗務員室内への合図など新たな方法について改めて検討を行う。	～12月

重点目標4		東西線仙台駅ホーム混雑緩和		
No	具体的な取組項目	推進責任者	内容	実施予定等
②	東西線仙台駅のベンチ移設及び効果検証	駅務サービス課 荒井管理事務所	東西線仙台駅ホームのベンチを移設し、それに合わせた誘導の変更等を行う。また、その効果について評価・検証を行う。	～12月

重点目標5		駅間停車時の避難誘導における対応力の向上		
No	具体的な取組項目	推進責任者	内容	実施予定等
③	ラッシュ時間帯での駅間停車時の列車内からの避難誘導における対応方法の整理	安全推進課 (駅務サービス課・ 運転課)	令和7年度に明らかとなった課題に対し、混雑した車内状況や限られたリソースを考慮し、適切かつ可能な対応を検討し、マニュアルや訓練への落とし込みを行う。	～3月